

二重船側構造を有するばら積貨物船に対する 浸水時のせん断強度評価に関する事項

改正規則

鋼船規則 C 編

改正事項

二重船側構造を有するばら積貨物船に対する浸水時のせん断強度評価に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 S17 に基づき、鋼船規則 C 編 31A 章には、ばら積貨物船に対する浸水時の縦強度要件が規定されている。しかし、二重船側構造を有するばら積貨物船に対する浸水時のせん断強度評価方法については、これまで規則に明記されていなかった。

このため、二重船側構造を有するばら積貨物船の船側外板及び縦通隔壁に対する浸水時のせん断強度評価方法を規定し、規則を明確化する。

改正内容

二重船側構造を有するばら積貨物船に対する浸水時のせん断強度評価方法を規定する。

改正条項

鋼船規則 C 編 31A.5.3